

# 合志市地球温暖化防止実行計画書 (事務事業編)

令和元年度(2019年度)～令和5年度(2023年度)

平成31年3月  
合志市

<b>第 1 章 計画の背景</b>	
1 計画策定の背景	..... 1
2 計画策定の意義	..... 1
<b>第 2 章 基本的事項</b>	
1 計画の目的	..... 1
2 計画の期間	..... 2
3 計画の対象	..... 2
(1) 対象とする温室効果ガス	
(2) 対象とする範囲	
<b>第 3 章 温室効果ガスの排出量等の現況</b>	
1 温室効果ガスの種類	..... 4
2 エネルギー等の使用状況と温室効果ガスの排出量	..... 5
<b>第 4 章 削減目的目標</b>	
1 温室効果ガスの総排出量に関する削減目的目標	..... 6
<b>第 5 章 目標達成に向けた取組</b>	
1 取組の基本方針	..... 6
2 具体的な取組内容	..... 6
<b>第 6 章 計画の推進体制、点検体制</b>	
1 推進体制	..... 9
(1) 地球温暖化対策委員会	
(2) 地球温暖化対策委員会事務局	
(3) 推進責任者	
2 点検・評価・見直し体制	..... 9
3 職員の研修	..... 9
4 計画の公表	..... 9

## 第1章 計画の背景

### 1 計画策定の背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取り組みが求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月に国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)(以下「地球温暖化対策推進法」という。)が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2016年には、地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)(以下「地球温暖化対策計画」という。)が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26.0%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

合志市においても、公共施設への再生可能エネルギー(太陽光、太陽熱、温泉熱等)を利用した設備導入を進めること等を始めとして、地球温暖化の防止に向けた取り組みを推進しています。

### 2 計画策定の意義

市が率先して地球温暖化を防止する活動を実行することで、各家庭や事業所での取り組みにつなげるため、市役所自らの事務、事業に伴って排出される温室効果ガスの排出抑制活動について、実行性のある計画を策定して行動するものです。

- ・ 市役所が、計画的に、自らの事務、事業で温暖化防止活動に取り組むことにより、市内の温室効果ガスの実質的な排出抑制等に寄与します。
- ・ 実行計画に基づき、低燃費車、低公害車の導入、再生紙の購入など環境への負荷の少ない製品やサービスを計画的、積極的に導入することにより、循環型社会の構築に寄与します。
- ・ 実行計画に基づき、電気・燃料・紙・水の使用量、廃棄物の発生量などの抑制により、事務経費を削減します。

## 第2章 基本的事項

### 1 計画の目的

現在、わが国では地球温暖化対策推進法に基づくさまざまな対策・取り組みが行われていますが、同様に都道府県及び市町村においては、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定が義務付けられています。

また、合志市として策定した合志市総合計画「第1次基本構想」及び「第2期基本計

画」では、「みどり豊かな環境と共生するまちづくり」という基本方針を掲げ、その実現のため、『地球温暖化防止対策の推進』という施策を掲げて取り組んでいくこととしています。

このことから、本計画（地球温暖化防止実行計画）では市の事務及び事業の中で地球温暖化防止に向けた取り組みを実行し温室効果ガスの抑制等を図り、併せて事業者・住民等の地球温暖化防止行動を促進することを目的とします。

## 2 計画の期間

本計画の期間は、令和元年度（2019年度）を初年度とし、令和5年度（2023年度）末までの5年間を一期として策定します。ただし、今後の環境に関する課題や経済社会状況の変化等に適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

## 3 計画の対象

### （1）対象とする温室効果ガス

本計画が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化推進法第2条第3項に掲げる6種類の物質（①二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、②メタン（CH<sub>4</sub>）、③一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、④ハイドロフルオロカーボン（HFC）、⑤パーフルオロカーボン（PFC）、⑥六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>））のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）とします。

### （2）対象とする範囲

本計画の対象範囲は、合志市全ての事務・事業とします。対象施設は、市が所有する施設とし、指定管理者に委託している施設及び運営が独立しているものは除きます。ただし、温室効果ガスの排出割合が高く、市の積極的かつ主体的な関与により、排出抑制等を図るべき施設は、その運営手法に関わらず対象とします。

**対象施設は、次の施設とします。**

- ①庁舎等では、合志市役所、西合志総合窓口、泉ヶ丘支所（泉ヶ丘市民センター、同市民センター公民館、同市民センター児童館）、須屋支所の4施設
- ②市民センター等では、総合センター「ヴィーブル」（文化会館、中央公民館、福祉会館、合志歴史資料館、総合体育館を含む）、人権ふれあいセンター、合生文化会館、御代志市民センター、三つの木の家、野々島市民センター、黒石市民センター、須屋市民センターの8施設
- ③学校教育施設等では、給食センターの1施設
- ④福祉センター等では、東児童館の1施設
- ⑤小中学校等では、合志小学校、合志南小学校、南ヶ丘小学校、西合志第一小学校、西合志南小学校、西合志中央小学校、西合志東小学校、合志中学校、西合志中学校、西合志南中学校の10施設
- ⑥公園等では、竹迫城跡公園、蛇ノ尾公園、飯高山公園、栄グラウンド、農村広場、総合運動公園、中央運動公園、上生グラウンド、合生グラウンド、弁天山公園、ひまわり公園、黒石公園、みずき台グラウンド、妙泉寺公園、元気の森公園の15施設
- ⑦テニスコートでは、泉ヶ丘テニスコート、総合運動公園テニスコート、みずき台テニスコートの3施設
- ⑧体育館等では、栄体育館、泉ヶ丘市民センター体育館、武道館、西合志体育館、妙

泉寺体育館の5施設

⑨健康増進・入浴施設等では、ユーパレス弁天の1施設

⑩下水道施設では、北部流域関連公共下水道関係施設：中継ポンプ場(杉並台・すずかけ台)及びマンホールポンプ場21ヶ所、

特定環境保全公共下水道関係施設：塩浸川浄化センター、中継ポンプ場(大池・小池・村廻・筒井)及びマンホールポンプ場(29ヶ所)

農業集落排水施設：上生川クリーンセンター蘇水苑及びマンホールポンプ(5ヶ所)、農業集落排水浄化センター清流館及びマンホールポンプ場(3ヶ所)

の計67施設

⑪水道施設では、上水道施設(配水池13ヶ所、水源地24ヶ所)、工業用水道施設(配水池1ヶ所、水源地2ヶ所)の計40施設

以上147施設です。

### 第3章 温室効果ガスの排出量等の現況

#### 1 温室効果ガスの種類

推進法で規定されている温室効果ガスは表3-1のとおり6種類あり、この中では二酸化炭素の排出量が全体の9割以上を占めています。

表3-1 温室効果ガスの種類と特性

種類	人為的な発生源	主な対策
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	石油・石炭などの化石燃料の燃焼に伴うものが全体の9割以上を占め、温暖化への影響力が大きい。	省エネ、エネルギー利用効率の向上、ライフスタイルの見直し
メタン(CH <sub>4</sub> )	稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門から出るものが半分を占め、廃棄物の埋立、燃料の燃焼によって発生する。	飼料の改良、糞尿処理の方法の改善、埋立量の削減
一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	燃料の燃焼に伴うものが半分以上を占めるが、工業プロセスや農業からの排出もある。	高温燃焼、触媒の改良、適正な施肥
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	カーエアコンや冷蔵庫等の冷媒、スプレー製品の噴射剤、断熱発泡剤などに使用。	代替物質への転換、回収・再利用・破壊処理
パーフルオロカーボン(PFC)	半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用。	代替物質への転換、回収・再利用・破壊処理
六フッ化硫黄(SF <sub>6</sub> )	変圧器に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用。	使用時の漏出防止、回収・再利用・破壊処理

## 2 エネルギー等の使用状況と温室効果ガスの排出量

表3-2 平成29年度のエネルギー等の使用状況と温室効果ガスの排出量

項目	単位	①平成29年度使用量実績	②熱量換算係数	③熱量(①×②)	④排出係数	⑤CO2換算排出量(①×④)電気のみ(③×④×44/12)	構成比	備考	
電気使用量(昼間)	千 kWh	11,750	9.97 GJ/千kWh	117,147.5 GJ	0.462	5,429 t-CO2	70.1%	全て CO2	
電気使用量(夜間)	千 kWh	2,152	9.28 GJ/千kWh	19,970.6 GJ	0.462	994 t-CO2	12.8%		
燃料使用量	灯油	千 ℓ	29	36.7 GJ/kl	1,064.3 GJ	0.0185	72 t-CO2	0.9%	CO2が大半を占める。 自動車使用に伴う CO2 排出量を含む。 ※LPG はm3集計のため kg 換算 (m3×2)
	A 重油	千 ℓ	345	39.1 GJ/kl	13,489.5 GJ	0.0189	935 t-CO2	12.1%	
	都市ガス	千 Nm3	21	46 GJ/t	966.0 GJ	0.0136	48 t-CO2	0.6%	
	LPG	千 kg	41	50.8 GJ/t	2,082.8 GJ	0.0161	123 t-CO2	1.6%	
	ガソリン	千 ℓ	39	34.6 GJ/kl	1,349.4 GJ	0.0183	91 t-CO2	1.2%	
	軽油	千 ℓ	19	37.7 GJ/kl	716.3 GJ	0.0187	49 t-CO2	0.6%	
合計	—	—	—	—	—	7,741 t-CO2	100%		

## 第4章 削減目的目標

### 1 温室効果ガスの総排出量に関する削減目的目標

本実行計画の実施により、市の事務・事業から排出される温室効果ガス総排出量の削減目的目標を次のとおりとします。

※ 目的とは、5年後(長期的な)のめざす到達点をいいます。

※ 目標とは、単年度ごとのめざす到達点をいいます。

基準年度を平成29年度とし、令和5年度までに、温室効果ガス総排出量を、6.0%削減することを目的(1年間あたりの削減1.2%を目標)とします。

## 第5章 目標達成に向けた取組

### 1 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組めます。

### 2 具体的な取組内容

活動名	分類	項目	活動内容
オフィス活動	省エネルギーの推進	電気の使用量の削減(OA機器の使用)	①30分以上席を離れ使用しないパソコンはスイッチをオフにする
			②コピー機の省エネモードを押す
			③退庁時に、各課用共通OA機器(パソコン、モニター、プリンター等)の電源をオフにする
			④退庁時に、各課共用のコピー機の電源をオフにする
			⑤省エネ型のコピー機やOA機器の切替を実施する
		電気の使用量の削減(照明機器の使用)	①支障のない範囲で昼休み時間は室内照明消灯を心がける(業務中の課は除く)
			②支障のない範囲で昼間の明るいときは照明消灯を心がける
			③時間外において、残業者以外のところの照明を消灯する
			④トイレ、給湯室など断続的な場所は使用後消灯する
			⑤蛍光灯をLEDへの切替を実施する
電気の使用量の削減(空調等の使用)	①冷暖房の適正温度を設定する(原則室温:冷房26℃以上、暖房22℃以下)		
オフィス活動	省エネルギーの推進	電気の使用量の削減(空調等の使用)	②カーテン、ブラインドの活用を図る
			③機器設置の際は、適正規模の機器を選択する
			④電気ポットの省エネの為の効率的な使用を心がける
		電気の使用量の削減(その他)	②省エネ対策として事務状況に対応した能率的な服装の着用をする(クールビズ、ウォームビズの実践)
			③支障のない範囲で定時退庁を心がける
			④冷暖房施設の深夜電力利用機器、全熱交換システムの有効利用を図る

		ガソリン・軽油の使用量削減	⑤太陽光、太陽熱、温泉熱等の再生可能エネルギーを利用した設備の整備に努める
			⑥庁舎等の壁面緑化を実施する
			①アイドリングストップを実施する (駐車時、暖気運転時のアイドリングストップなど)
			②利用ができる範囲内で公用車の効率化を図る(相乗り及び効率的使用)
			③経済速度による走行を行う
			④タイヤの空気圧の調整など整備の励行を行う
	省資源化の推進	紙の使用量の削減	⑤低燃費、低公害車の導入を促進する(熊本県作成の低燃費・低公害リストに記載されているもの)
			①資料の両面コピー化を実施する
			②庁舎LAN及びインターネットを活用しメール等によるペーパーレス化の実施を行う
	グリーン調達の推進	紙、事務消耗品、OA機器用品等のグリーン用品の購入	③減量化の為、コピー、印刷物のページ数及び部数の確認により、適正なコピー枚数に心がける
			①紙、事務消耗品、OA機器用品等の購入については、グリーン製品購入要綱に定める基本的な考え方、取り組みにより、グリーン用品(環境保全に積極的な製品)を優先的に購入する
			②詰め替え製品の購入をする
	リサイクルの推進	紙、OA機器用品、可燃ごみ等のリサイクル	③紙、事務消耗品、OA機器用品等の購入に対する改善策等があれば検討する
			①OA機器用品のリサイクル品の使用を実施する(情報系のプリンターにはリサイクルトナーを使用中)
			②ファイルやフォルダー等事務用品の繰り返し使用に努める
③使用済み封筒の再利用に併せ、文書送付については通送便、または、出張者へ依頼する			
④ごみの分別を徹底する			
その他の環境活動	廃棄フロンの適正処理	⑤資源物回収への取り組みを徹底する	
		①特定フロン等の適正管理を行う	
	自動車廃棄物の適正処理	②空調機器の廃棄時は、冷媒(フロン及び代替フロン)の回収を条件とする	
③庁舎等の該当機器で、更新時期は計画的に代替フロンの機器の取り替え工事を実施する			
家電リサイクル対象4品目廃棄物の適正処理	家電リサイクル対象4品目廃棄物の適正処理	①公用車を購入、廃棄するときは、自動車リサイクル法によりリサイクル料を支払い、引取業者への引渡しを行う	
		①電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機の廃棄時は、家電リサイクル法によりリサイクル料を支払い、小売店、指定業者へ引き渡す	
環境施設	省エネルギーの推進	電気使用量の削減	オフィス活動と同じ
環境施設	省エネルギーの推進	A重油・灯油・都市ガスの使用量の削減	①ボイラー・ストーブ等の適正運転管理を行う(不要時のボイラー運転、ストーブ使用をしない)(下水道課については汚泥乾燥施設を含む)
			②冷暖房施設の深夜電力利用機器、全熱交換システムの有効利用を図る オフィス活動と同じ
	LPGの使用量の削減	③太陽光、太陽熱、温泉熱等の再生可能エネルギーを利用した設備の整備に努める オフィス活動と同じ	
		①ガス機器の管理を徹底する(不要なガスの使用をなくす:ポットの利用など)	
省資源化の推進	水の使用量の削減	①節水に努める(無駄な水の使用をしない)	
			②節水方策(節水コマ、シャワーヘッドの導入及び

			自動水栓等節水機器(手洗い等) について施設の改良の際は導入を行う
	業者への要求事項伝達	生ごみの適正処理の実施	①適正管理に努める(生ゴミバケツの安定配置に心がける、こぼした場合は、速やかに清掃を行うなど) ②関係業者への周知を図る
		適正なA重油・軽油の給油作業の実施	①関係業者への周知を図る
		管理外活動の省エネ、省資源の促進と生ごみの適正処理の実施	①関係業者への周知を図る
有益な環境活動	資源物回収活動の推進	職員への活動の徹底、廃棄物の低減	①分別の方法等を職員へ啓発研修し徹底を図る ②月3回、紙の資源物回収を実施する オフィス活動に同じ ③環境に関する出前講座の充実、並びに職員への研修を行い、各区に指導員として派遣(水の使用、廃棄物分別、リサイクルなど)
	河川水や飲用浅井戸の定点水質検査の推進	河川水や飲用浅井戸の定点水質検査の推進	①水質検査を実施し、適正な水質の確認をする
公共事業	グリーン調達	建築工事、土木工事、水道工事、公園工事における再資源の利用の推進	①公共事業にあたっては「公共工事コスト削減対策に関する行動計画」に基づき、環境に配慮した工事を実施する
イベント	イベントに係る広報	祭事、スポーツ、講演、コンサートにおける広報に係る省資源化の推進	①イベント啓発広報を効率化する なるべく「広報紙」及び「ホームページ」の掲載にとどめる
	来客車両等のアイドリングストップ	アイドリングストップの推進	①アイドリングストップの啓発(ポスターの掲示)を実施する
	エネルギーの使用	省エネの推進	①機材は省エネに配慮した機材を使用する ②不必要な時は電源ケーブルは原則として、コンセントから抜いておく

## 第6章 計画の推進体制、点検体制

### 1 推進体制

合志市地球温暖化実行計画書（事務事業編）を推進するために、市長を委員長とする「地球温暖化対策委員会（庁議メンバー）」を設けます。また、各課等に「推進責任者」を1名配置し、取り組みを着実に推進します。

#### （1）地球温暖化対策委員会（庁議メンバー）

市長を委員長、副市長を副委員長とし、合志市地球温暖化実行計画書（事務事業編）の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、実行計画書（事務事業編）の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

#### （2）地球温暖化対策委員会事務局

環境衛生課長を事務局長とし、環境衛生課職員で構成します。事務局は、対策委員会の運営全般を行います。また、各課及び各施設の実施（推進）状況を把握するとともに、対策委員会等に報告します。

#### （3）推進責任者

各課等に1名配置します。各課及び各施設において取組を推進し、その状況を事務局に報告します。

### 2 点検・評価・見直し体制

合志市地球温暖化実行計画書（事務事業編）は、P l a n（計画）→D o（実行）→C h e c k（評価）→A c t（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するP D C Aを繰り返すとともに、実行計画書（事務事業編）の見直しに向けたP D C Aを推進します。

#### （1）毎年のP D C A

実行計画書（事務事業編）の進捗状況は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して委員会に報告します。委員会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

#### （2）見直し予定時期までの期間内におけるP D C A

委員会は、毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期平成35年度（2023年度）に改定要否の検討を行い、必要がある場合には実行計画書（事務事業編）改定を行います。

### 3 職員の研修

全庁的な取り組みの徹底を図るため、全職員に対し環境問題の改善及び地球温暖化対策に関する教育を実施し、職員一人一人の自覚を深め、自主的な環境保全活動及び地球温暖化対策への取り組みを促進します。

### 4 計画の公表

本計画の実施（推進）状況については、全職員に周知して、また一般の方々にも公開をします。